

T&Y 日本語学校 学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

本校は、外国人に対する日本語教育を行い、日本文化への理解を深めるとともに、社会人としての教養を身につけ、さらに国際交流、国際貢献及び、日本国の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条

本校は T&Y 日本語学校と称する。

(位置)

第 3 条

本校は大阪府東大阪市近江堂 3 丁目 5-3 に置く。

(自己点検・評価等)

第 4 条

本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第 5 条

本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
進学2年コース	2年	100人	5クラス	4月入学 100名
進学1年6ヶ月コース	1年6ヵ月	100人	5クラス	10月入学 100名
計		200名	10クラス	4月入学 100名 10月入学 100名

(始期・終期等)

第6条

本校の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に修了する。

2 前項の期間について、それぞれ次の学期とする。

1)、4月入学(進学2年コース)

(1) 1年目(前期:4月上旬から9月下旬/後期:10月上旬から3月下旬)

(2) 2年目(前期:4月上旬から9月下旬/後期:10月上旬から3月下旬)

2)、10月入学(進学1年6ヶ月コース)

(1) 1年目(後期:10月上旬から3月下旬)

(2) 2年目(前期:4月上旬から9月下旬/後期:10月上旬から3月下旬)

(休業日)

第7条

本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 各学期間の休み、ゴールデンウィーク、お盆休み、旧正月等(校長が毎年度具体的に定める)

2 教育上、必要と認め、かつ、やむを得ない事情があると校長が認める場合は、前項の規定に関わらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他緊急の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の開始・終了時刻)

第8条

授業の開始・終了時刻は、校長がこれを定める。

第3章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条

本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース

レベル	内容	週当たり授業時間数（修業週数）
初級	* 基本的な語彙や文法を理解し、日常の場面に応じて基本的な言語活動ができる。 * 日本語能力試験 N5～N4	20 時間（20 週）
中級	* 既習の語彙や文法を正しく使用し、日常の場面に応じた言語活動ができる。 * 大学・専門学校進学を目指す * 日本語能力試験 N3～N2 * 日本語留学試験日本語 200 点（記述：30 点）以上を目指す。	20 時間（20 週）
中上級	* 大学（有名な私立大学）を目指す * 日本語能力試験 N2～N1 * 日本留学試験日本語 250 点以上（記述：35 点） * 幅広い分野の話題に関する基本的な知識を身に付け、相手や様々な場面に応じた言語活動ができる。	20 時間（20 週）
上級	* 大学・大学院進学（国公立大学・有名私立大学）を目指す * 日本語能力試験 N1～N1 レベル以上の能力 * 日本語留学試験日本語 300 点以上（記述：40 点） * 4 技能を高めると共に、アカデミッ	20 時間（20 週）

	クジャパニーズの習得及び時事問題に関する知識を身に付け、様々な場面においても対応でき、より高度な言語活動ができる。	
計		1600 時間

(2) 進学 1 年 6 か月コース

レベル	内容	週当たり授業時間数（修業週数）
初級	* 基本的な語彙や文法を理解し、日常の場面に応じて基本的な言語活動ができる。 * 日本語能力試験 N5～N4	20 時間（20 週）
中級	* 既習の語彙や文法を正しく使用し、日常の場面に応じた言語活動ができる。 * 大学・専門学校進学を目指す * 日本語能力試験 N3～N2 * 日本語留学試験日本語 200 点（記述：30 点）以上を目指す。	20 時間（20 週）
中上級	* 大学（有名な私立大学）を目指す * 日本語能力試験 N2～N1 * 日本留学試験日本語 250 点以上（記述：35 点） * 幅広い分野の話題に関する基本的な知識を身に付け、相手や様々な場面に応じた言語活動ができる。	20 時間（20 週）
計		1200 時間

（学習の評価）

第 10 条

学習の評価は、定期試験の素点、小テスト、宿題提出回数、出席率の客観的評価にて決定する。

授業態度点は成績には含まず、備考として記載する。

評価は A (100～90) B (89～70) C (69～60) D (59～40) E (39～0) の 5 段階とする。

* 小数点第 1 位は四捨五入

(教職員組織)

第 11 条

本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 10 名以上 (うち専任 5 名)
 - (4) 生活指導担当者 8 名 (兼任する場合あり)
 - (5) 事務職員
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条

本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育またはこれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続きにより日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第 13 条

本校への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第 14 条

本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書等の書類に必要な事項を記載し、第 21 条に定める入学検定料を添え、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 21 条に定める入学金及び必要書類を添え、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学・転学)

第 15 条

生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、長期間休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出、許可を得て復学することができる。
- 3 生徒がやむを得ない事由によって転学を余儀なくされる場合は、転学先の学校と十分な協議を行い、了解を得た場合、生徒は在籍校の承認を得て転学することができる。

(退学)

第 16 条

退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 17 条

校長は教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認める。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 18 条

校長は、成績優秀、性行ともにすぐれ他の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条

生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなく出席しない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(除籍)

第 20 条

次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 第 15 条第 1 項に定める休学期間を越えた者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から 1 か月を経過した時点で、当該学生が所在不明となっている時

2 前項の除籍処分を受けた者に対しては、本校らの諸証明を発行しないものとする。

第 5 章 生徒納付金

第 21 条

本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 入学検定料 | ¥ 33,000 |
| (2) 入学金 | ¥ 55,000 |
| (3) 授業料 | ¥ 660,000(年額) |
| (4) 教材・教育運営費 | ¥ 44,000(年額) |
| (5) 課外活動費 | ¥ 22, 000(年額) |

(納入)

第 22 条

生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別な事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

(生徒納付金の返還)

第23条

既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

第6章

(寄宿舎)

第24条

寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条

健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条

この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則（2025年1月26日に生徒定員の変更に伴う一部変更）

この学則は2025年10月1日から施行する。

附則（2026 年 1 月 26 日に生徒定員の変更に伴う一部変更）

この学則は 2026 年 10 月 1 日から施行する。